を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{10}　ア　平成10年度市場公募都道府県に係るもの　0.043

イ　平成10年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.042

I_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの　0.071

イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.072

I_{12} ＝ 0.068

I_{13} ＝ 0.069

I_{14} ＝ 0.032

I_{15} ＝ 0.032

I_{16} ＝ 0.032

I_{17} ＝ 0.028

J_n　平成n年度において発行を許可された河川等関連公共施設整備促進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るもの及び新産業都市等建設事業債又は首都圏等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として平成11年度から平成14年度までの各年度において発行を許可された地方債を除く。）の額に相当する額

K_{10}　ア　平成10年度市場公募都道府県に係るもの　0.007

イ　平成10年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.007

K_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの　0.011

イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.007

K_{12} ＝ 0.006

K_{13} ＝ 0.010

K_{14} ＝ 0.005

可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_9　ア　平成9年度市場公募都道府県に係るもの　0.043

イ　平成9年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.042

I_{10}　ア　平成10年度市場公募都道府県に係るもの　0.043

イ　平成10年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.042

I_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの　0.071

イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.072

I_{12} ＝ 0.068

I_{13} ＝ 0.069

I_{14} ＝ 0.032

I_{15} ＝ 0.033

I_{16} ＝ 0.033

I_{17} ＝ 0.028

J_n　平成n年度において発行を許可された河川等関連公共施設整備促進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るもの及び新産業都市等建設事業債又は首都圏等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として平成11年度から平成14年度までの各年度において発行を許可された地方債を除く。）の額に相当する額

K_{10}　ア　平成10年度市場公募都道府県に係るもの　0.007

イ　平成10年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.007

K_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの　0.012

イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.007

K_{12} ＝ 0.006

K_{13} ＝ 0.010

K_{14} ＝ 0.007